

公益財団法人みずほ福祉助成財団の車椅子贈呈候補者募集要領

1 事業内容

公益財団法人みずほ福祉助成財団では、障害児者の方々の福祉向上を目的として、福祉施設に車椅子を贈呈する取組を行っており、令和8年度は兵庫県の福祉施設が対象となっている。

※1 贈呈される車椅子は本県全体で2施設（事業所）・2～4台の予定。

2 対象となる施設

社会福祉法人が運営する障害児者支援施設とする。なお、運営する法人及び福祉施設が兵庫県内に所在していることとする。

なお、次の場合は対象外とする。

- ・老人ホーム
- ・特定の個人が占有して利用する場合

※2 公平の観点から、各法人からの申込は、1施設（事業所）までとする。

3 贈呈車椅子等について

(1) 次の①～③で、希望する車種を選択してください。

- ① 電動車椅子（NA-SUG1）
- ② 自走式 標準車椅子（NA-SU7 HiまたはLo）
- ③ 自走式 ティルト式車椅子（NA-XF7）

いずれも日進医療器の製品。①はヤマハの電動オプションを装着しています。②・③は、一般的なモデルを提示しており、最終は、施設とメーカーが打ち合わせて決定する。

(2) オプション品や付属品等に関しては、予算の範囲内で販売店と相談。

(3) 贈呈台数は①の電動式であれば1台、②③の自走式であれば2台。

(②・③の組み合わせは自由)

(4) 電動式1台60万円、自走式1台30万円が目途。

(5) 車種・装備等に関するご希望は伺いますが、予算の制約があることから、ご希望に沿うことができない場合もありますので、予めご了承ください。

4 公益財団法人みずほ福祉助成財団への推薦について

公益財団法人みずほ福祉助成財団への推薦基準は次のとおり。県において選考のうえ、2者を候補者として推薦する。

- (1) 車椅子の導入について、必要度が高い施設であること
- (2) 車椅子を日常的に有効に活用する施設であること

- (3) 車椅子の使用に際して、適切な指導者がいる施設であること
- (4) 車椅子の維持管理態勢を構築できている施設であること
- (5) 本県の環境や現況に照らし、贈呈が相応しいと判断される障害児者福祉施設であること。
- (6) 前5項の規定にかかわらず、法人の役員等（会長、副会長、事務局長理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に關与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有するものをいう。）が次のいずれかに該当する者であるとき、また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に關与していると認められるときは、推薦の対象としない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は關与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき關係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 募集期間

令和8年5月15日（金）～同年6月17日（水）17時00分（必着）

6 提出書類一覧

- (1) 申込書（公益財団法人みずほ福祉助成財団あて。法人代表者の印鑑を押印すること）
- (2) 定款（直近のもの）
- (3) 現在事項証明書（3カ月以内。写しでも可）
- (4) 役員等名簿（直近のもの）
- (5) 法人及び施設の概要が分かる資料（パンフレット・ホームページの印刷資料等）
- (6) 施設の今年度事業計画及び予算書
- (7) 法人全体及び施設の直近期決算書（貸借対照表、事業活動・資金収支計算書、財産目録）
- (8) 参考記載事項

※提出書類は各 1 部を提出願います。

7 申込先について

下記まで郵送にて提出すること。

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県 福祉部 障害福祉課身体・知的障害福祉班 あて

TEL : 078-341-7711 (内線 73609・73612)

FAX : 078-362-3911

8 贈呈時期

令和 8 年 11 月～令和 9 年 1 月頃を予定していますが、国際情勢等により遅れる可能性もあります。